

介護保険法改正が成立。省令発出。焦点は介護報酬改定と指定基準に！
**『新しい介護保険法改正のすべてと介護報酬改定の行方
 これでOK！ここは押さえておきたい実地指導対策のツボ』**
 指定取消などの行政処分が急増！処遇改善加算の返還も増加！管理者必聴！

平成30年度介護保険改正法が5月26日に国会で成立しました。その省令・通知・Q&Aも発出。今後は、介護報酬改定に焦点が移ります。年々急増する行政処分と返還指導。新たに介護職員処遇改善加算の返還も急増。新年度の実地指導対策は急務です。制度改正とコンプライアンス対策の最新の動向を網羅する本講座は、介護事業の経営者、管理者、職員に必聴です。

- ・地域密着型デイは総量規制で許認可制限
- ・高所得者は自己負担3割とその意味
- ・居宅介護支援の集中減算は廃止へ
- ・訪問介護から生活援助の除外延期でも・・・
- ・預かり型デイの基本報酬が減少へ！
- ・財政インセンティブ導入の意味と衝撃
- ・デイケアも大激変、アウトカム評価導入
- ・福祉用具貸与は上限価格導入へ
- ・和光市、大分県方式と自立支援マネジメント
- ・処遇改善加算の算定要件は大丈夫？
- ・障害福祉併設の共生型サービスを創設
- ・最新の实地指導の動向と事前準備
- ・過去最多の行政処分とその動向
- ・有料老人ホームも業務停止、併設は取消
- ・その他、開催時点での最新情報を満載

日時：平成29年 **8月10日** (木)
 13:30~16:30 (受付13:00~)

場所：**サンピア敦賀**
 福井県敦賀市羽羽町2番地

受講料：資料代 2,000円 (税込)

定員：50名

(定員になり次第締め切ります)

お申込み後受講票、地図等をお送りいたします。

小濱 道博 (こはま みちひろ) 氏

小濱介護経営事務所代表

C-MAS 介護事業経営研究会 最高顧問、C-SR 社) 医療介護経営研究会 専務理事 社) 日本介護経営研究協会 専務理事 ほか役職多数。

介護事業経営セミナーの開催実績は北海道から沖縄まで全国で年間250件以上。延20000人以上の介護業者を動員。全国各地の介護保険課、各協会、社会福祉協議会主催での講師実績も多数。「日経ヘルスケア」「シニアビジネスマーケット」「Visionと戦略」「介護の運営と経営」等の連載、寄稿多数。ソリマチ、「会計王16介護事業所スタイル」監修。最新の著書は「これだけは押さえておきたい算定要件」「まったく新しい介護保険外サービスのススメ」「これならわかる<スッキリ図解>実地指導」「介護保険外サービス・障害福祉サービス/混合介護」「これならわかる<スッキリ図解>介護ビジネス(共著)」ほか多数。



お申込み 下記に必要事項を記入し、FAX: 0776-57-2384 迄ご返送ください。

法人名		代表者名	
参加者名(役職)		参加者名(役職)	
住所		電話	()
E-MAIL	@	FAX	()

介護事業経営研究会 福井中央支部事務局 〒910-8575 福井県福井市西開発1丁目2503番地1
 税理士法人 合同経営会計事務所 TEL0776(57)2370(申込担当:飛田) 内容についてのお問い合わせは医療福祉介護グループまで(担当:尾田・水谷)

※今後、このようなファックスが不要の場合は、お手数ですが、お名前とFAX番号のみご記入の上、ご返送いただければ幸いです。